

役員報酬規程

社会福祉法人上士幌福寿協会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上士幌福寿協会定款(昭和61年7月8日設立。以下「定款」という。)第22条の規定により役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 定款第16条第1項に定める役員に対して報酬を支給する。

2 役員報酬の額は、評議員会において決定する。

(非常勤役員の報酬)

第3条 非常勤の役員の報酬は、年額とし、次のとおりとする。

(1) 理事長 100,000円

(2) 理事 50,000円

(3) 監事 50,000円

2 前項の役員報酬は、支払当該年度において就任期間が1年の場合(再任についても同様とする)については次のとおりとする。

4月1日～翌年の3月31日 100分の100

3 第1項の役員報酬は、支払当該年度において就任期間が1年に満たない場合については次のとおりとする。

4ヶ月未満 100分の25

4ヶ月以上6ヶ月未満 100分の50

6ヶ月以上9ヶ月未満 100分の75

9ヶ月以上 100分の100

4 第2項の役員報酬は、当該年度において、就任期間が1年の場合の報酬支払いについては、毎会計年度末の翌月末日までに支払うものとする。

5 第3項の役員報酬は、当該年度において、就任期間が1年に満たない場合の報酬支払いについては、毎会計年度末の翌月末日までか、直近月に支払うものとする。

(常勤理事長の報酬)

第4条 常勤理事長の報酬は、月額340,000円とする。

2 常勤理事長に就任したときにあつては、その就任の日から日割りをもって計算した額を支給する。

3 前項の規定により日割り計算を要するときは、その月の暦日数から日曜日の日数を差引いた日数を基礎として計算する。

4 常勤理事長が退任又は死亡したときにあつては、その月分の報酬の全額を支給する。

5 常勤理事長の報酬の支給方法等に関しては、給与規程(昭和61年12月1日施行)適用を受ける職員の例による。

(役員報酬の不支給)

第5条 役員のうち、法人が経営する施設より報酬又は給与の支給を受けている役員に対しては、前2条の役員報酬は支給しない。

(費用弁償)

第6条 役員が招集に応じて理事会に出席し若しくは法人業務で出張する場合には、旅費規程(昭和62年12月1日施行)に定める旅費を、費用弁償として旅費を支給する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、平成7年3月1日から施行する。（第2条）

この規程は、平成17年6月27日から施行する。（第2条4項、5項、6項）
ただし、平成17年度役員報酬の支払いについては、従来どおり平成16年7月2日から平成17年7月1日までの1年間分を7月末日までに支払うものとし、平成17年7月2日から平成18年3月31日までの役員報酬については当該年度の翌月末日までに支払うものとする。

この規程は、平成24年8月29日から施行し、平成24年7月2日より適用する。（第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。（第4条）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。（第1条、第2条、第3条）